

令和 3 年 5 月 17 日現在

機関番号：62501

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2020

課題番号：18K12495

研究課題名(和文) 日中戦争期華中における占領地統治の進展と現地秩序の改変過程

研究課題名(英文) The Progress of Japan's Occupation Policy and the Transformation of Local Orders in Central China during Second Sino-Japanese War

研究代表者

竹ノ内 文美(吉井文美)(Takenouchi, Fumi)

国立歴史民俗博物館・大学共同利用機関等の部局等・准教授

研究者番号：30749370

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：日中戦争は1937年から1941年まで宣戦布告を伴わずに進展していた。宣戦布告を伴わない戦争は、国際法上の戦争とみなされないため、日本は中国における占領地で正規の軍政を敷くことができなかった。このことが、日本の華中(中国中部)支配にもたらした影響について、日本が占領地に樹立した中華民国維新政府・汪精衛政権の政策に注目しながら明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日中戦争期に華中に樹立された中華民国維新政府・汪精衛政権による現地支配が具体的にいかに進展したのかを、海関行政や貿易政策などを事例に明らかにした。さらに、そのような「事実上の政府」による支配に対して、イギリスやアメリカなどの国々や中国の現地で活動していたイギリス人やアメリカ人が示した反応を実証的に明らかにした。これにより、宣戦布告を行っていない時期の日中戦争下の占領地支配は、極めて制約的な条件下で進展しており、そのような制約の構造は太平洋戦争開戦に伴って取り払われたことを指摘した。

研究成果の概要(英文)：In the 1930s, Japan and China experienced several armed conflicts, resulting in the Second Sino-Japanese War of 1937-41. These armed conflicts developed in a unique way: in spite of their severity, neither Japan nor China officially declared war until 1941. This put Japan, particularly the status of its occupation policy in China, in an ambiguous legal position. Since a war had not been declared, Japan did not have the legitimacy to occupy China. This research discusses the impacts of this non-declaration over the Japan's occupation policy in Central China, focusing on the policy of Reformed Government of the Republic of China and Wang Jingwei Regime.

研究分野：日本近代史

キーワード：日中戦争 占領地 海関 沿岸貿易 日中関係 日英関係 日米関係

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

日中戦争は1937年から1941年まで宣戦布告を伴わずに進展していた。宣戦布告を伴わない戦争は、国際法上の戦争とみなされないため、日本は中国における占領地で正規の軍政を敷くことができなかった。それゆえに、事実上の日本軍占領地には、占領地政権を樹立したり、興亜院という対中政策機関を設立したりすることで、間接的な占領地統治を行っていた。このような日本の占領地支配における制約の構造については、すでに日本近代史研究において指摘されているが、占領地統治の実態に関する主に中国近代史研究者によって行われてきた研究では、このような日本を取り巻く占領地政策上の制約要因が、占領地支配の進展に伴ってどのように表出していたのか、という点が十分に検討されていない。以上を踏まえ、「正当な政府」と「事実上の政府」という概念を用いながら、日本の占領地支配の進展と、国際的な反応について、日中戦争期の中国に成立した「中華民国維新政府」と「汪精衛政権」を取りあげて論じることとした。

2. 研究の目的

戦争によって獲得した占領地において、在来の政府が作った制度や法律を、占領した国が変えることは可能か否かについては、国際法学者の間でも同時代的に議論になっていた。これに加え、日中戦争で日本が獲得した占領地は、先述の通り正規の占領地ではなく、国際的に承認されていない「事実上の政府」が支配するところだった。このような正当性なき政府による現状の変更は、どのように進展し、結果的にどのように追認されていくのかを解明することが、本研究の目的である。

3. 研究の方法

本研究では、下記の研究内容に関して、歴史史料に基づいた実証的な研究を行った。

日本の占領地政策と、占領地政権による実施過程について

占領地政権がとる政策は、日本の強い影響力のもとで実施されていた。日本がどのような意図から政策を策定し、それを占領地政権側がどのように受け止めて実施したのか、さらにその政策の実施は、現地の秩序にどのような変化をもたらしたのかについて明らかにした。史料としては、日本外務省や陸軍・海軍、興亜院の史料を用いた。

「事実上の政府」による現地秩序の再編に対して第三国が見せた反応について

中国海関の外国人職員として中国で勤務していたイギリス人の反応と、イギリスやアメリカなどの国の外交レベルの反応について明らかにした。史料としては、イギリス外務省やアメリカ国務省の対日・対中関係史料、中国第二档案館に所蔵されている海関档案(データベースを利用)、ロンドン大学 SOAS 図書館に所蔵されているメーズ総税務司の史料(Maze Collection)などを用いた。

4. 研究成果

2018年度は、中華民国維新政府期(1938~40年)に焦点をあて、同政府の成立によって旧来の国内法や国際法にどのような変化が加えられたのか、そして、その変化はどのような国際的な問題を惹起したのかについて、海関行政を事例として検討した。具体的には、維新政府の成立や、日本が中国の主要海関の大半を事実上の支配下に収めたことを通して、伝統的にイギリスと密な関係を築いてきた国民政府組織である海関に対して、日本が影響力を浸透させるプロセスについて、人事を例に明らかにした。本年度の研究成果として、国内で2回の学会報告を行い、分析対象や史料に関して有益な助言を得ることができた。

2019年度は、維新政府から汪精衛政権(1940~45年)への移行期を対象に、日本による中国支配の進展が、伝統的にイギリスと密な関係を築いてきた国民政府組織である海関に対してもたらした影響について検討した。具体的には、海関行政のトップを務めるイギリス人総税務司が、成立直後の汪兆銘政権との関係をどのように築いたのか、さらに、1941年11月の江海関税務司(上海税関長)への日本人税務司就任をめぐる日本と海関がどのような攻防を展開したのかについて明らかにした。日本側については外務省・陸軍省・興亜院の史料、海関側についてはメーズ総税務司の史料などを用いたほか、イギリスやアメリカの外交文書なども利用し、実証的な考察を行った。本年度の成果として、アメリカで学会報告を行い、東アジア国際関係史を専門にする研究者と有益な意見交換をすることができた。2018年度・2019年度の研究成果は学術論文にまとめ、2020年度に発表した。

2020年度は、もともと汪精衛政権期の治外法権撤廃問題や租界返還問題をテーマに研究することを予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、海外での関連する資料調査の実施が困難になった。そのため、これまでに収集してきた史料と国内の図書館等での史料調査で対応できるテーマを選びなおし、日中戦争期の中国の沿岸交通や貿易の変化とその影響について検討することにした。今年度の研究を通して、中国の沿岸貿易に依拠した利権をイギリスは重視しており、日本の沿岸封鎖によって華中と華南、香港などの地域を結ぶ経済活動が停滞したことをイギリスが問題視した事実を明らかにした。本年度の研究成果は、2021年度に

学会発表を行い、最終的には論文にまとめる予定である。

占領地政権の樹立と、それによる地域ヘゲモニーの変化に関する研究について、研究遂行者はすでに「満洲国」「冀東防共自治政府」の事例を検討してきたが、日中戦争期の「維新政府」「汪精衛政権」に関しては未着手であった。3年間の研究期間全体を通して、両政府による現地支配が具体的にいかに進展したのかについて、海関行政や貿易政策などを事例に明らかにするとともに、そのような「事実上の政府」による支配に対して、イギリスやアメリカなどの国々、さらには中国の現地で活動していたイギリス人やアメリカ人が示した反応を歴史史料に基づいて明らかにした。これにより、宣戦布告を行っていない時期の日中戦争下の占領地支配は、極めて制約的な条件下で進展しており、そのような制約の構造は太平洋戦争開戦に伴って取り払われたことを指摘した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 吉井文美	4. 巻 865
2. 論文標題 日本の中国支配と海関政策の展開－人事問題を中心として－	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本歴史	6. 最初と最後の頁 56-73
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 2件/うち国際学会 1件）

1. 発表者名 吉井文美
2. 発表標題 日中戦争期における海関人事をめぐる攻防
3. 学会等名 名古屋大学経済学部・経済学研究科 課題設定型ワークショップ 社会経済研究、名古屋大学（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 吉井文美
2. 発表標題 日本の中国支配と対海関政策の展開 -1938～41年-
3. 学会等名 中国現代史研究会例会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Fumi Yoshii
2. 発表標題 Japan's Undeclared War: International Society and Japan's 1930s China Policy
3. 学会等名 Japan History Lecture, Council on East Asian Studies, Yale University（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------